自己評価（自己チェック）の考え方とツール

はじめに

■ 本資料は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において実施が求められている自己評価（自己チェック）について、各放課後児童クラブで実際に行う際の考え方やツール（自己チェックリスト、自己チェックシート）をまとめたものです。

本資料の構成	
自己評価（自己チェック）の考え方	■ 自己評価（自己チェック）の意義や実施方法等をまとめています。 ■ 具体的な構成は、以下の通りです。 ● 自己評価の背景・目的や意義 ● 自己評価の特徴 ● 自己評価の流れ・留意点や進め方 ● 自己評価と第三者評価の関係
自己評価（自己チェック）のツール 自己チェックリスト 自己チェックシート	■ 自己評価（自己チェック）を行う際の評価項目及び観点を自己チェックリストとしてまとめました。 ■ ただし、自己チェックリストは、あくまで一つの案です。各放課後児童クラブの取組や状況等に応じてカスタマイズして活用することが望ましいです。 ■ 自己チェックリストは、放課後児童クラブ運営指針に基づいていますが、構造がわかりやすくなるよう、四部構成（Ⅰ総則とそれに直接付随する項目、Ⅱ育成支援に直接かかわる項目、Ⅲ育成支援（事業内容）を直接支える項目、Ⅳ最低基準（市町村の条例）に依拠する項目）に再構成しています。 ■ また自己チェックの結果等を記入するための、自己チェックシートを作成しました。

自己評価（自己チェック）の考え方

自己評価の背景・目的

■ 自己評価が求められる根拠

- 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）」において、自己評価を実施することが努力義務とされています。
- また、「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月）」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」において、自己評価の目的や方法等が示されています。

設備及び運営に関する基準　第5条の4

■ 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

運営指針　第7章「職場倫理及び事業内容の向上」
3. 事業内容向上への取り組み　(3)運用内容の評価と改善

■ 放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
■ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

運営指針解説書　第7章「職場倫理及び事業内容の向上」
3. 事業内容向上への取り組み　(3)運用内容の評価と改善

◇運営内容の自己評価の実施と結果の公表の意義（一部抜粋）

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブを利用する子どもやその保護者に運営内容を説明し、理解や協力を得ながら、育成支援を行うことが必要です。
- そのために、放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容についての自己評価を行い、その結果をもとに放課後児童支援員等と話し合って事業の改善を図るとともに、結果を公表することを通じて、放課後児童クラブが何にどうやって取り組んでいるのかを明らかにすることが求められます。

自己評価の背景・目的

■ 自己評価の実施状況

- 全国の市区町村及び放課後児童クラブの運営事業者を対象としたアンケート調査によれば、自己評価の実施状況は以下の通りです。
- 市区町村向け調査では28.9%、運営事業者向け調査では36.2%が、運営事業者による自己評価が実施されていると回答しています。

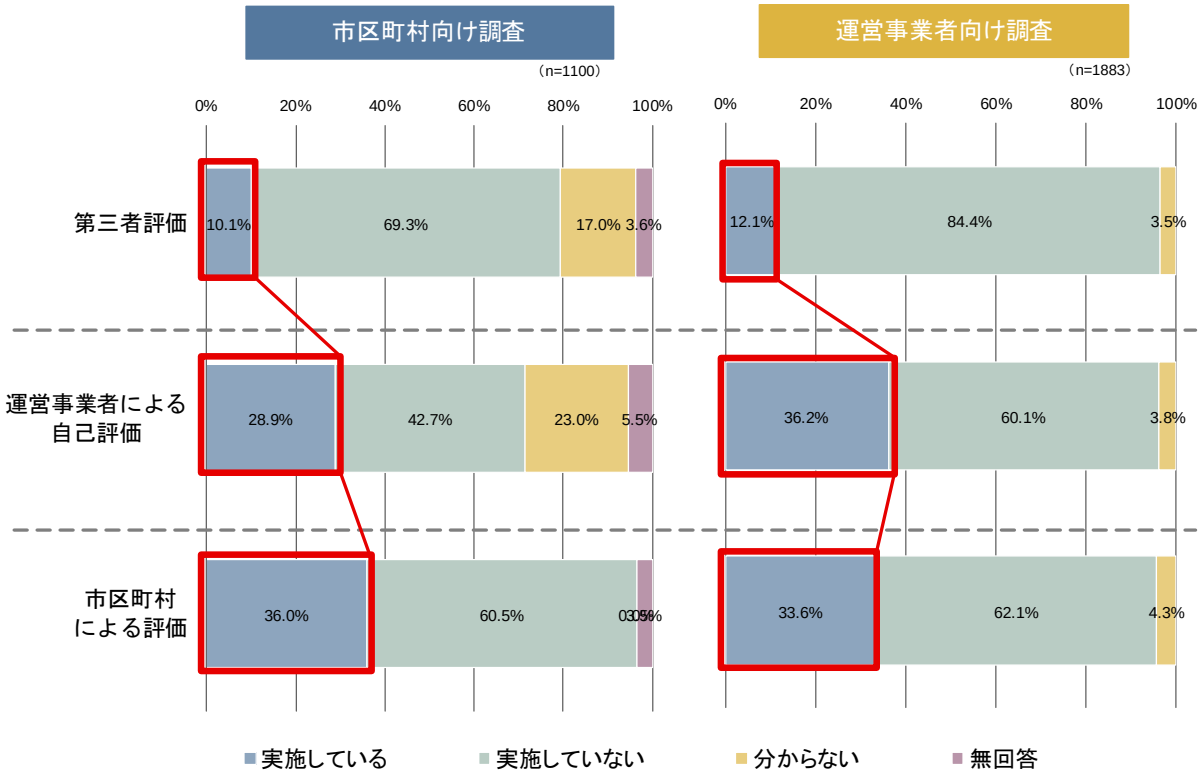

出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体（回収1100件）、運営事業者向け調査は全国9190団体（回収1883件）を対象とした。

自己評価の意義

- 自己評価の意義としては、主に以下の4つがあげられます。
- また放課後児童クラブの運営事業者を対象としたアンケート調査でも、自己評価を実施している運営事業者のうち、88.2%が「事業内容の向上・改善に活かしている」、84.1%が「施設運営の向上・改善に活かしている」と回答しています。

放課後児童クラブの実態把握（気づき等の共有）	■ 自己評価を通じて職員間で認識の共有を図ることができます。 ■ 運営主体にとっても、現場の放課後児童支援員等の状況や考え、問題意識等を把握することができます。
事業運営の向上・改善（継続的なPDCAサイクル）	■ 運営内容について自己評価を行い、その結果をもとに放課後児童支援員等と話し合って事業の改善を図ることができます。 ■ そのためには、継続的なPDCAサイクルに自己評価を位置づけ、一定の頻度で繰り返し実施することが重要です。
関係者への説明責任	■ 自己評価の結果は、公表するよう努めなければなりません。 ■ 自己評価の結果を公表することを通じて、放課後児童クラブが何にどのように取り組んでいるのかを明らかにすることが求められます。 ■ 自己評価の結果の公表は、子どもや保護者、地域との継続的な対話や協力関係づくりを進め、信頼される開かれた放課後児童クラブとなる契機として期待されます。
第三者評価の準備	■ 外部の評価機関から第三者評価を受ける際に、準備としても活用できます。第三者評価と同じ評価項目・評価基準をもとに予め自己評価することで、第三者の評価結果や指摘に対する理解が深まります。 ■ 第三者評価の際に、第三者評価機関が自己評価結果を参考にすることでより正確かつ効率的に実態を把握できます。

出典：厚生労働省（2015）「放課後児童クラブ運営指針解説書」、東京都福祉サービス評価推進機構（2018）「東京都福祉サービス第三者評価ガイドブック」、厚生労働省（2009）「保育所における自己評価ガイドライン」、福祉サービス第三者評価事業ウェブサイト等を参考に作成

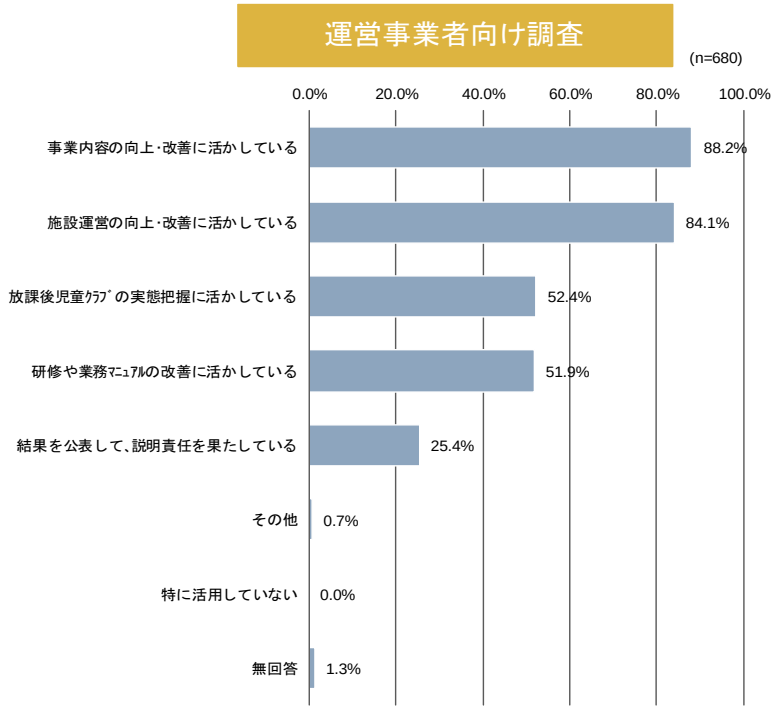

出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体（回収1100件）、運営事業者向け調査は全国9190団体（回収1883件）を対象とした。

自己評価の特徴

■ 評価の種類

- 放課後児童クラブの評価として、大きく分けて3種類あります。それぞれ特徴や利点等を有しており、組み合わせて実施することで、多角的に実態や課題等を把握できます。

✓ 自己評価は、運営主体やその職員等が自身で事業内容や施設運営等について評価することです。
✓ 運営主体・職員等が実施するため、改善に直接結びつけやすく、比較的高頻度で実施することも可能です。

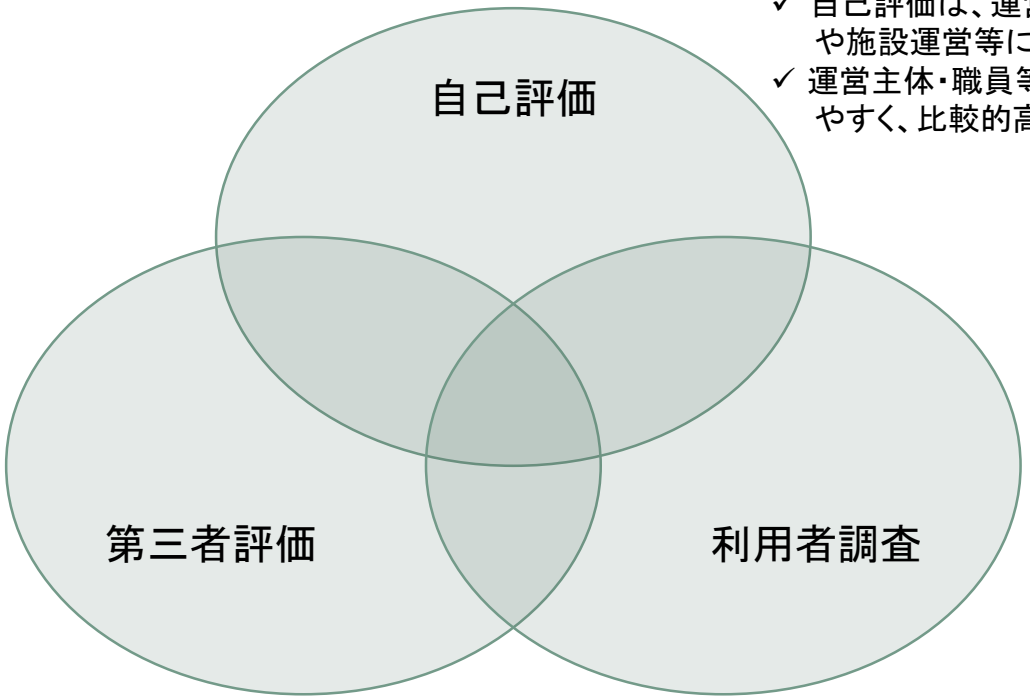

✓ 第三者評価は、外部の評価専門機関による事業内容や施設運営等について評価を受けることです。
✓ 外部機関による評価のため、客観的・公平なものとなります。また内部職員には気づきにくい、新たな気づきが得られることも期待されます。
✓ ただし、自己評価に比べて経済的・時間的負担があります。

✓ 利用者調査は、利用者である保護者等に対してヒアリングやアンケート等の調査を実施し、利用者の評価を把握することです。
✓ 放課後児童クラブの取組が、利用者の満足や安心等に実際につながっているかを直接把握することができます。
✓ なお運営指針等でも、子どもや保護者の声を取り入れることが求められています。

自己評価の特徴

■ 自己評価の実施方法・頻度

- 放課後児童クラブの運営事業者を対象としたアンケート調査によれば、自己評価の実施頻度は下図の通りです。1年に1回程度という回答が6割を超えています。
- 実態や課題を把握し改善につなげるという自己評価の趣旨を考慮すれば、年に数回実施し、実態や課題を振り返り、改善につなげていくことが望ましいと考えられます。運営指針解説書においても、自己評価を放課後児童クラブの年間事業計画の中に位置づけて、組織的に取り組むことが求められています。
- なお運営指針解説書にて、事業運営に関する評価と、育成支援に関する評価のそれぞれについて、その在り方が示されています。
  - 事業運営についての評価は、運営の内容を多面的な観点から行うように努め、客観的に把握し根拠を示すことができる情報や資料に基づいて実施することが望まれます。
  - 育成支援についての評価は、放課後児童支援員等による育成支援の内容についての振り返り及びまとめに基づいて行うものです。育成支援の計画や記録をもとに、放課後児童支援員等が子どもへの関わり、遊びや生活の様子等について整理した内容を踏まえ、運営主体と放課後児童支援員等との話合いを通じて行うことが望まれます。
- 年に数回自己評価を実施する場合、簡易な自己評価と詳細な自己評価を組み合わせたり、各回の評価項目を限定したりするなど、様々な方法を組み合わせて行うことも有効です。

運営事業者向け調査

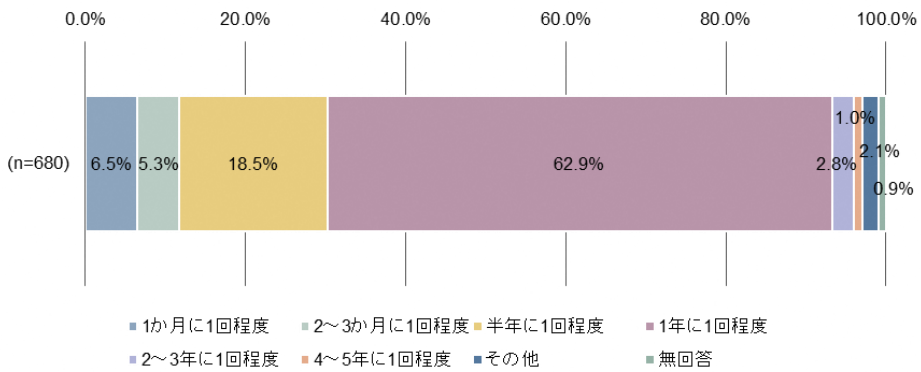

出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体（回収1100件）、運営事業者向け調査は全国9190団体（回収1883件）を対象とした。

運営指針　第7章「職場倫理及び事業内容の向上」
3. 事業内容向上への取り組み　(3)運用内容の評価と改善

◇自己評価の方法と内容

- 自己評価は、放課後児童クラブの年間事業計画の中に位置づけ、評価の実施、結果の分析と改善方策の検討、評価結果の公表のスケジュールを計画し、組織的に取り組むことが望まれます。

様々な方法を組み合わせた自己評価の実施イメージ

自己評価の流れ

- 自己評価の流れは、大きく分けて以下の5段階に整理できます。次ページ以降では、それぞれの段階の進め方を紹介していきます。

1 **自己チェックリストやチェック項目の準備**

✓ 各放課後児童クラブの目指す方向や状況等に合った自己チェックリストを準備します。

2 **各項目のチェック**

✓ 自己チェックリストに基づき、各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ります。

3 **評価結果の取りまとめ**

✓ 運営主体や放課後児童支援員等が行ったチェックの結果を共有し、評価結果として取りまとめます。

4 **評価結果の公表**

✓ 評価結果を通信や掲示板への掲示、ホームページ等を活用して広く公表します。

5 **改善策の検討**

✓ 評価結果に基づき、改善策について検討し、それらを実行します。

自己評価の留意点

- 自己評価を行う際の視点は、運営指針が参考となります。今回作成したチェックリストも、運営指針に基づき作成されました。したがって、自己評価を実施するにあたっては、運営指針の位置づけや考え方を理解しておく必要があります。
- 運営指針の視点とポイントは、解説書の中で以下のように述べられています。

✓ **運営指針の３つの視点**

- ①放課後児童クラブの多様な運営実態を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」として作成したこと。
- ②放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるように規定したこと。
- ③異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、子どもと関わる際の共通の認識を得るために必要となる項目を充実させたこと。

✓ **運営指針の4つのポイント**

- ①放課後児童クラブの特性である「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、そのことをいかに担保するかということを重視して、その育成支援の基本的な考え方等を第１章総則に記述したこと。
- ②児童期の発達の特徴を３つの時期区分ごとに整理するとともに、子どもの発達過程を踏まえて、集団の中での子ども同士の関わりを大切にし、子どもの家庭生活等も考慮して、育成支援を行う際の配慮すべき事項等を第２章に記述したこと。
- ③子どもの視点に立ち、子どもにとってどのような放課後の生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブにおける「育成支援」の具体的内容を網羅的に記載するとともに、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や保障すべき機能を記述したこと。障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもへの記述については、受入れに当たってのより具体的な考え方や留意点等も加味して第３章に記述したこと。
- ④運営主体が留意すべき点として、子どもや保護者の人権への配慮、権利擁護、個人情報や守秘義務の遵守及び事業内容の向上に関すること等、放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理等について、第７章に記述したこと。

- また自己評価について、運営指針解説書の中では次のような留意点が示されています。

✓ **自己評価の方法と内容（運営指針解説書第7章３（３））**

- 自己評価は、放課後児童クラブの年間事業計画の中に位置づけ、評価の実施、結果の分析と改善方策の検討、評価結果の公表のスケジュールを計画し、組織的に取り組むことが望まれます。
- 運営の内容についての自己評価には、事業運営についての評価と育成支援についての評価が含まれます。
- 事業運営についての評価は、運営の内容を多面的な視点から行うように努め、客観的に把握し根拠を示すことができる情報や資料に基づいて実施することが望まれます。
- 育成支援についての評価は、放課後児童支援員等による育成支援の内容についての振り返り及びまとめに基づいて行うものです。育成支援の計画や記録をもとに、放課後児童支援員等が子どもへの関わり、遊びや生活の様子等について整理した内容を踏まえ、運営主体と放課後児童支援員との話し合いを通じて行うことが望まれます。
- 自己評価を行うに当たっては、放課後児童クラブに期待されている役割や機能に即して子どもや保護者のニーズを把握し、地域の実情や放課後児童クラブの実態に応じて、評価の観点や項目を検討する必要があります。評価の観点や項目は、運営指針の項目等を参考にしながら、放課後児童支援員等の間で十分に話し合い、子どもや保護者等の意見も取り入れて設定することが望まれます。また、自己評価の項目として、年度の途中退所率等の客観的に数値で確認できるものや、子どもや保護者等からのアンケート結果等から判断できるものを組み込むことも望まれます。この検討の過程は、放課後児童支援員等の間で現状の課題と改善の方向性を共有する過程ともなります。

自己評価の進め方（その1）

■ 自己チェックリストやチェック項目の準備

- 自己チェックリスト（評価項目）を作成する方法は、大きく以下の3種類があります。

独自に評価項目を作成	職員の個々の実践の振り返りを最大限に生かす方法	■ 職員がそれぞれ日々の実践を振り返って、良かったこと、課題となること等をグループで出し合う。 ■ 全員でそれらのコメントをカテゴリーに分類する。この取組を通じて、個々の経験が、放課後児童クラブにおける活動の中でどういった位置づけであり、どのような意味を持つのか問い直され、職員に共有される。 ■ 上記を基に評価項目をまとめ、それに照らしてそれぞれが自己評価し、集約する。その後も継続的に自己評価、評価項目の見直しを行う。
	日誌やビデオ等の記録をもとに多様な視点から振り返る方法	■ 日誌や子どもの記録、計画の評価・反省の記録、日々の実践を録画したビデオ等の資料を職員全員で共有する。これらの記録をもとに、それぞれが気づいたこと等をグループで出し合う。 ■ 全員でそれらのコメントをカテゴリーに分類する。この取組を通じて、個々の経験が、放課後児童クラブにおける活動の中でどういった位置づけであり、どのような意味を持つのか問い直され、職員に共有される。 ■ 上記を基に評価項目をまとめ、それに照らしてそれぞれが自己評価し、集約する。その後も継続的に自己評価、評価項目の見直しを行う。
既存の評価項目を利用して振り返る方法		■ 第三者評価の項目等、既存の評価項目を基に、施設の特徴や職員の意見から、独自の評価項目を準備する。 ■ 職員が評価項目に沿って自身を振り返り、評価する。 ■ グループでの話し合い等により、一人ひとりの自己評価結果を共有し、検討し合う中で、各項目について施設としての評価結果をまとめる。 ■ その後も継続的に自己評価、評価項目の見直しを行う。

✓ 別紙の自己チェックリストは、上記の「既存の評価項目」に当たります。ただし先述の通り、自己チェックリストはあくまで一つの案です。各放課後児童クラブの取組や状況等に応じてカスタマイズして活用することが望ましいです。

参考：厚生労働省（2009）「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき作成

自己評価の進め方（その2）

■ 自己チェックリストやチェック項目の準備

- 別添の自己チェックリスト（例）をカスタマイズして、各放課後児童クラブに合った自己チェックリストを準備します。
- 自己チェックリスト（例）は、放課後児童クラブ運営指針に基づいて作成していますが、全体像が分かりやすくなるよう、以下の4部構成に再構成しています。

Ⅰ 運営指針第1章・第2章・第7章に関する項目

総則とそれに直接付随する項目
〇第1章「総則」
〇第2章「事業の対象となる子どもの発達」
〇第7章「職員の資質向上」

✓ 全評価項目の概略
✓ 全般的に各項目が実践できているかをチェック

Ⅱ 運営指針第3章・第5章に関する項目

育成支援に直接かかわる項目
〇第3章「放課後児童クラブにおける育成支援の内容」
〇第5章「学校及び地域との関係」

Ⅲ 運営指針第6章2に関する項目

育成支援（事業内容）を直接支える項目
〇第6章「施設及び設備、衛生管理及び安全対策」2.衛生管理及び安全対策

Ⅳ 運営指針第4章・第6章1に関する項目

最低基準（市町村の条例）に依拠する項目
〇第4章「放課後児童クラブの運営」
〇第6章「施設及び設備、衛生管理及び安全対策」1.施設及び設備

✓ 分野別の評価項目の詳細
✓「総則とそれに直接付随する項目」の各項目について、具体的に実践できているかを詳細にチェック

自己評価の進め方（その3）

■ 自己チェックリストやチェック項目の準備

- 自己チェックリストのイメージは以下の通りです。
- 「チェック項目」は放課後児童クラブとして満たしていることが必要な事項です。一方「評価の着眼点」は、「チェック項目」について満たしているかどうかを判断する際の目安です。「評価の着眼点」に掲げられた事項がおおよそ実施できている場合は、当該の「チェック項目」を満たしていると考えます。
- 「評価の着眼点」には、基本的に運営指針の当該項目を記載していますが、一部の項目については補足情報等を追記しています。
- なお「チェック項目」及び「評価の着眼点」は、運営指針に基づく一案ですので、各放課後児童クラブの方針や実態等を踏まえ必要に応じて適宜編集してください。

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
第1章 総則	1．趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	◆放課後児童クラブ運営指針では、「放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（育成支援）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定めている。」としている。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体は、運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。
	2．放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	◆放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学校の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

自己評価の進め方（その4）

■ 各項目のチェック

- 各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ります。
- その際、「評価の着眼点」を目安にしますが、それについては別紙の自己チェックリストを参照します。また併せて運営指針解説書も参考になります。
- 各チェック項目を振り返った結果は、自己チェックシートに記載します。例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階で区分することが考えられます。
- またそうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載しておくことも重要です。職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。

自己チェックシート

チェック項目	結果	コメント
○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。		
○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。		

✓ 「評価の着眼点」を目安に、例えば三段階での評価結果を記入

✓ 評価結果に至った理由等を記入

自己チェックリスト

大区分	中区分	小区分	チェック項目	評価の着眼点
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	◆放課後児童クラブ運営指針では、「放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づき、放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童クラブ」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援（育成支援）の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定めている。」としている。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体は、運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各放課後児童クラブの実態に応じて創意工夫を図り、放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に努めなければならない。
	2. 放課後児童健全育成事業の役割		○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	◆放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学している子ども（特別支援学校の小学校の子どもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めなければならない。 ◆放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

自己評価の進め方（その5）

■ 評価結果の取りまとめ

- 自己チェックリストについて評価することが自体が目的というわけではありません。それを通じて職員同士で気づきや問題意識等を共有し、サービスの質の向上につなげていくことが重要です。そのため、自己チェックリスト（各チェック項目）に対する評価結果やコメント等を振り返り、共有します。これが、自己チェックシート（自己チェックリストに対する評価結果等を記入するためのシート）について、単に評価結果を記入するだけでなく、評価結果に至った根拠等をコメント欄に記入しておくことが重要な理由です。
- 運営主体や放課後児童支援員等が自己評価を実施する場合には、それぞれ個別に実施した上で、評価結果を共有していく方法や、最初から複数人が一緒に、あるいは相談しながら評価を実施していく方法（合議制）等があります。各放課後児童クラブの運営体制や組織構造等に合った方法で自己評価を実施することになります。例えば運営主体と現場の放課後児童支援員等がそれぞれ自己評価を実施することで、立場による現状に対する認識の違い等を把握することができます。

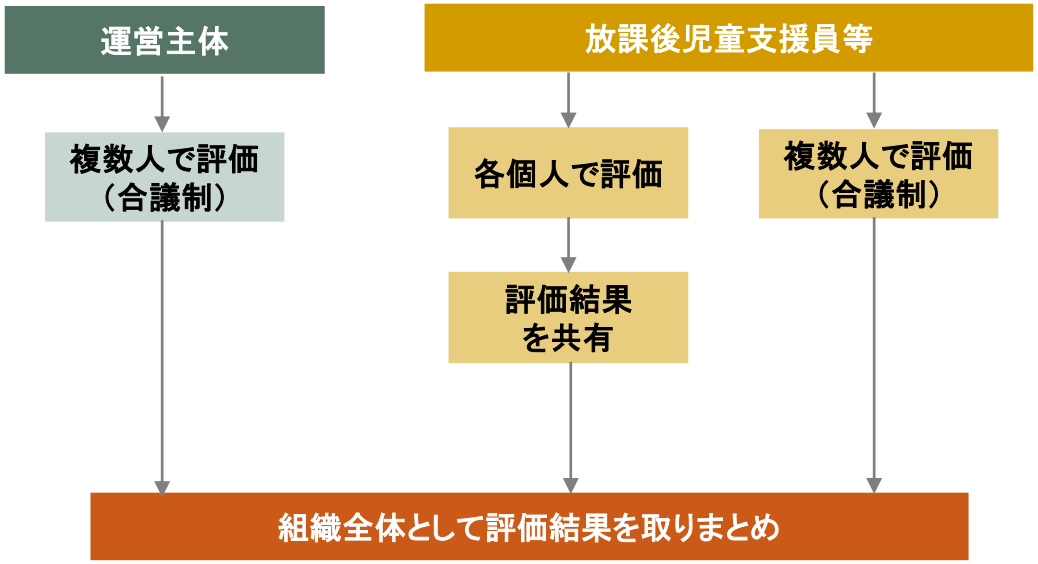

自己評価の進め方（その6）

■ 評価結果の公表

- 冒頭で紹介した通り、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、自己評価を実施し、その結果を公表することが努力義務とされています。特に、子どもや保護者に運営内容を説明し、理解や協力を得ながら育成支援を行うためにも重要となります。
- 公表の現状としてアンケート調査に基づくと、市区町村向け調査では公表していないとの回答が7割を超えますが、運営事業向け調査では6割以上が全て公表しているもしくは一部公表していると回答しています。
- また評価結果の公表方法については、市区町村向け調査では「自治体のHPで公表している」、運営事業者向け調査では「通信、保護者会等で利用者に報告している」との回答が多くなっています。

評価結果の公表状況

市区町村向け調査

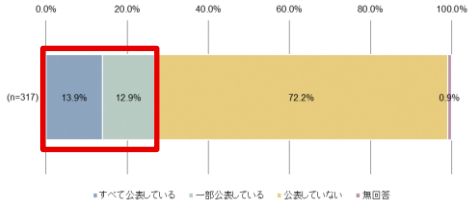

運営事業者向け調査

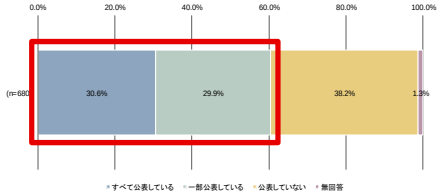

評価結果の公表方法

市区町村向け調査

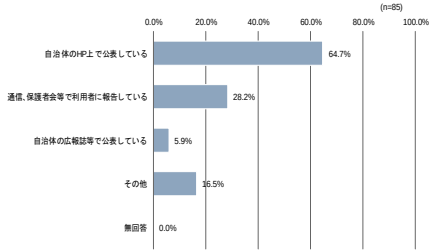

運営事業者向け調査

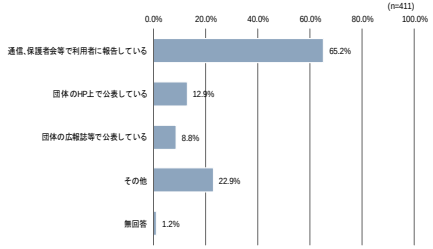

運営指針　第7章「職場倫理及び事業内容の向上」
3. 事業内容向上への取り組み　(3)運用内容の評価と改善

◇運営内容の自己評価の実施と結果の公表の意義

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブを利用する子どもやその保護者に運営内容を説明し、理解や協力を得ながら、育成支援を行うことが必要です。
- そのために、放課後児童クラブの運営主体は、その運営の内容についての自己評価を行い、その結果をもとに放課後児童支援員等と話し合って事業の改善を図るとともに、結果を公表することを通じて、放課後児童クラブが何にどうやって取り組んでいるのかを明らかにすることが求められます。

出典：平成30年11月から12月にかけて実施したアンケート調査に基づく。市区町村向け調査は全国1741団体（回収1100件）、運営事業者向け調査は全国9190団体（回収1883件）を対象とした。

自己評価の進め方（その7）

■ 改善策の検討
- 自己評価（第三者評価及び利用者調査を含む）の意義は様々ありますが、なかでも事業内容や施設運営の向上・改善につなげることが重視されます。
- そのため、自己評価を実施するだけでなく、自己評価をPDCAサイクルの一環として位置づけ、「見直し・改善」につなげるとともに、継続的にPDCAサイクルを繰り返しまわしていくことが重要です。
- アンケート調査でも、自己評価を実施している運営事業者のうち、8割以上が「事業内容の向上・改善に活かしている」、「事業内容の向上・改善に活かしている」と回答しています。

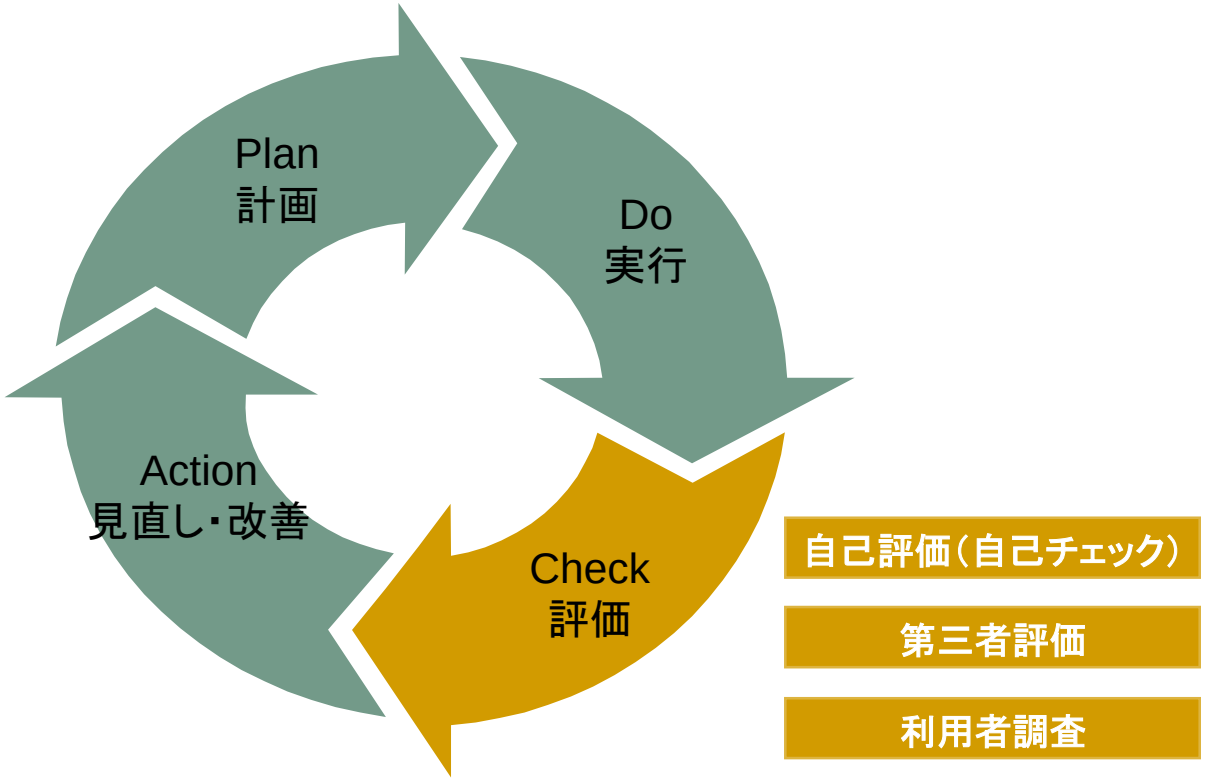

自己評価と第三者評価の関係

■ 自己評価と第三者評価の主な特徴の違いは、以下の通りです。
■ 自己評価だけでも有効活用できますが、組み合わせることで多角的に実態や課題を把握できます。

	自己評価（自己チェック）	第三者評価
評価の実施頻度	■ 比較的に高頻度 ■ 例：1年に2～3回等	■ 比較的に低頻度 ■ 例：3年に1回等
評価の主体	■ 施設の個人・組織 ■ 経営層／職員	■ 外部の評価機関 ■ 複数人のチーム
評価の主眼	■ 評価結果に基づく改善活動（PDCAサイクル）	■ 客観的かつ公平な評価 ■ 外部からの新たな気づき
評価の方法	■ 経営層・職員による自己点検 ■ それに基づく合議	■ 訪問調査（施設見学、書類等の確認、経営層・職員、利用者へのインタビュー）

出典：福祉サービス第三者評価事業ウェブサイト等を参考に作成

自己評価（自己チェック）のツール

自己チェックリスト

自己チェックシート

※別紙参照